別添

令和２年12月14日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定
（令和２年12月23日更新）

年末年始の医療崩壊回避のための緊急特別対策の実施について

（特別対策期間：令和２年12月14日（月）～令和３年１月12日（火））

感染対策の集中実施として、職場や会食、家庭での感染対策の徹底を呼びかけてきた結果、高齢者の割合が13%台に低下し、コロナ用病床利用率も約60%と改善傾向にあります。

しかしながら、未だに連日20人を超える新規感染者が発生しており、直近の目標である第２波が落ち着いた９月中旬の水準には至っておりません。また、コロナ以外の一般病床利用率は引き続き90%台を維持しており、警戒を要する状態です。

現在の感染源の割合は、飲食40%、家庭内23%、職場10%、医療・介護９%ですが、家庭内は持ち込まれて広がる感染であるため、主な感染源である飲食関係の感染を抑制する必要があります。

その対策の一環として、那覇市・浦添市・沖縄市内の飲食店等に対して営業時間の短縮要請を行ってきましたが、依然として新規感染者の発生が継続していることから、３市に対する要請期間の延長を行うこととします。

また、感染拡大の抑制効果をより高めるため、12月14日以降の感染状況を踏まえ、警戒が必要な名護市及び宜野湾市を新たに追加することとしました。

冬場は、救急医療の増加も加わり、年末年始には医療崩壊を招く危険性が高まっています。医療崩壊が現実のものとなれば、本来、助けられる命を失うことにつながる恐れがあります。

年末年始の医療崩壊を回避するためには、なんとしても新規感染者数を減少させなければならず、以下の取組を実施しますので、県民、事業者及び来訪者の皆様にはご協力をお願いします。

１　営業時間短縮の要請について

以下の市町村の飲食店及び接待を伴う遊興施設等においては、営業時間を、朝５時～夜10時までとするようお願いします。

なお、当該時短要請期間におけるGo To イートの利用については、県全域で夜10時までに制限します。

(1) 那覇市・浦添市・沖縄市

（①時短要請期間　　12月17日（木）～12月28日（月）　協力金：48万円）

（②時短要請期間（延長）　12月29日（火）～１月11日（月）　協力金：56万円）

(2) 名護市・宜野湾市

（　時短要請期間　　12月25日（金）～１月11日（月）　協力金：72万円）

※　遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンス　ホール、パブ等をいう。

※　那覇市・浦添市・沖縄市の延長要請分及び名護市・宜野湾市の協力金の対象は、対象市内において、12月23日時点で営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。

2　離島への往来について

引き続き、来島自粛を求めている離島への往来は自粛をお願いします。

また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いします。

3　帰省及び年末年始の行事について

(1) 帰省について

飛行機に乗る前から帰省は始まっています。

帰省の２週間前から飲み会を避ける等感染リスクが高まる行動は控えるようお願いします。帰省前10日間は、検温等体調管理を徹底し、体調不良時は帰省の延期検討をお願いします。

帰省中に祖父母など高齢の方と接するときは、マスクの着用など特に注意をお願いします。

(2) イベントについて

年末年始は同居家族と過ごし、不特定多数との接触を避ける行動をお願いします。

初詣等は、混雑を避け休暇をずらして平日参加の検討をお願いします。

年末年始の集まりなどは、祖父母等の高齢者を守るため、大人数での会食を避けるようお願いします。

(3) 忘年会・新年会などの会食について

忘年会・新年会（友人宅でのホームパーティー含む）などの会食については、感染リスクが高まるため、４人以下・２時間以内とする等の感染防止対策をとり、夜10時までに解散をお願いします。

隣席とは最低１ｍを確保し、マスクやハンカチで口を覆いながら会話をお願いします。

(4) 成人式の開催について

成人式の主催者は、新成人に対して、式典終了後の宴会を控えるよう周知徹底してください。周知徹底が困難な場合は、成人式の延期や分散開催等の検討をお願いします。

新成人の皆様は、式典前後の宴会への参加、体調不良時の式典への参加、及び式典会場やその周辺での密集を控えるようお願いします。

※　上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく協力依頼です。